

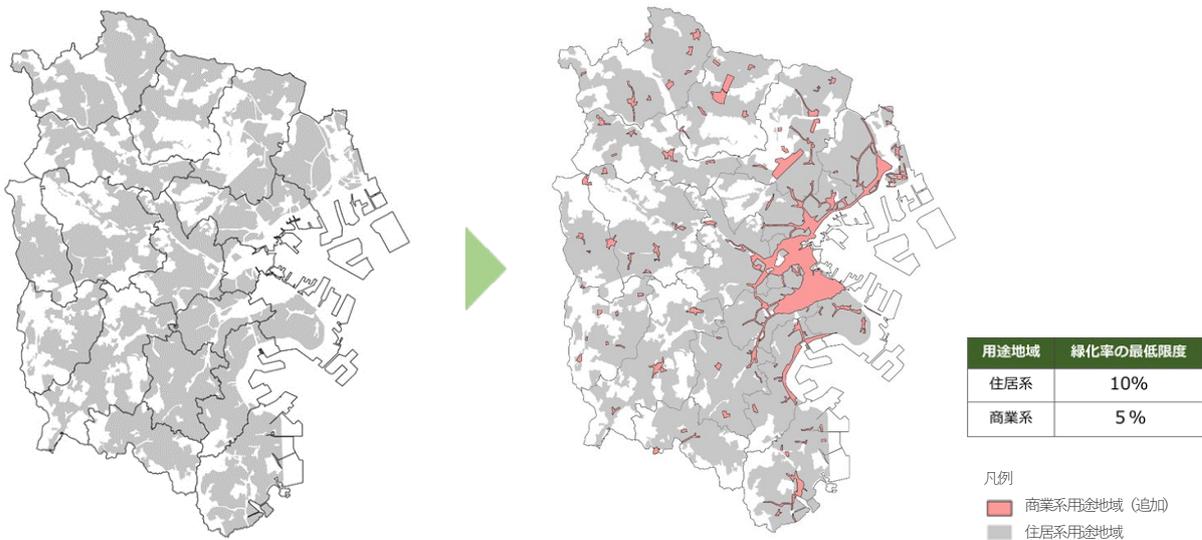
緑化地域の変更（拡大）に関する都市計画市素案（案） について縦覧、意見募集及び説明会を実施します

横浜市では、良好な都市環境の形成のために、建築物の敷地内において、敷地面積の一定割合以上の緑化が必要となる緑化地域を住居系用途地域全域に指定しています。

このたび、緑化地域を商業系用途地域（臨港地区を除く）に指定拡大する都市計画市素案（案）について、縦覧、意見募集及び説明会を実施します。

1 緑化地域の変更（拡大）について

平成29年度に緑化地域制度の根拠法令である都市緑地法が改正されたことを契機に、緑化地域を商業系用途地域（臨港地区を除く）に指定拡大します。



現行の緑化地域（住居系用途地域に指定）

変更後の緑化地域（臨港地区を除く商業系用途地域を追加）

※ 緑化地域制度の概要

緑化地域は、良好な都市環境の形成のために、緑化を推進する必要がある区域で、都市計画で指定区域と緑化率の最低限度を定める地域地区の一つです。この区域では、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、建築敷地面積の一定割合以上の緑化が必要となります。

また、緑化は建築行為を行う際の建築確認において審査される建築基準関係規定となるため、より確実に緑化を推進することが可能となります。

■緑化地域制度について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/ryokuka/soan.html>



2 縦覧及び意見募集について

都市計画市素案（案）の縦覧（閲覧）及び意見募集	
期間	令和4年10月17日（月）から令和4年11月30日（水）まで（土・日・祝日除く）
縦覧（閲覧）場所	・横浜市環境創造局政策課（市庁舎28階） ※中区を除く各区区政推進課で都市計画市素案（案）を閲覧できます。 【受付時間】午前8時45分から午後5時15分まで（区役所は午後5時まで） ※横浜市ホームページでも閲覧可能です。
意見募集	市素案（案）の内容について、意見募集を行います。 期間内に電子申請（横浜市ホームページから手続可能）または、意見書を横浜市環境創造局政策課へ郵送もしくは持参により提出してください。（11月30日必着） ※意見書の様式は自由です。氏名、住所（町名まで）、案件名及びご意見をご記入の上、提出してください。

3 市素案（案）説明会について

都市計画市素案（案）説明会の日時及び会場		
日時 会場	令和4年10月15日（土）午前11時～ （開場：午前10時30分）	関内ホール 小ホール （横浜市中区住吉町4-42-1）
	令和4年10月24日（月）午後5時30分～ （開場：午後5時00分）	港北公会堂 1号会議室 （横浜市港北区大豆戸町26-1）
	令和4年10月28日（金）午後5時30分～ （開場：午後5時00分）	戸塚公会堂 1号会議室 （横浜市戸塚区戸塚町127）

※事前の申込は不要です。当日、会場へお越しください。各日とも説明内容は同じです。
 ※駐車場のご用意はありません。公共交通機関をご利用ください。
 ※横浜市ホームページ上での動画配信を行います。

4 リーフレットについて

市素案（案）の内容をまとめたリーフレットを、下記の期間及び場所で配布します。
 ※横浜市ホームページでも閲覧可能です。

■配布期間

令和4年9月30日（金）～11月30日（水）

■配布場所

- ①環境創造局政策課（市庁舎28階）
- ②環境創造局みどりアップ推進課（市庁舎27階 緑化協議窓口）
- ③市民情報センター（市庁舎3階）
- ④各区区役所区政推進課

5 市素案（案）についてのお問合せ

横浜市環境創造局政策課

TEL：045-671-4214 FAX：045-550-4093

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen>

[/midori/kaisei/ryokukachiikihenkou.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori/kaisei/ryokukachiikihenkou.html)



お問合せ先
環境創造局政策課みどり政策調整担当課長 岩間 隆男 Tel 045-671-2473